

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院に要した費用は、移送費の支給要件を満たしているとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、勤務先からの帰宅途中に、駅ホームの階段を踏み外し、高さ3メートルから落下し、負傷した。○病院に救急搬送され、「足関節捻挫」と診断され、治療後、帰宅のためタクシーを利用した。

請求人は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に移送費の請求をしたところ、監督署長は、タクシーを利用する必要性が認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

負傷当日は、他の患者の待ち時間もあり、治療後は深夜の帰宅になり、足は2倍近く腫れ上がり、松葉杖での歩行も困難であった。通常利用している公共交通機関を利用したの帰宅は不可能であり、タクシーを利用せざるを得なかったものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

タクシー利用の必要性について、○病院医師Aは、免荷歩行状態である松葉杖での歩行は可能であるとの意見であることから、公共交通機関による通院が困難であったとは認められない。

よって、請求人の傷病の診療に適した医療機関への受診であるが、タクシー利用の必要性が認められないため、不支給処分とした。

4 審査官の判断

(1) 請求人は、通勤途上に負傷し、災害現場から救急搬送された労災医療機関である○病院で治療後、入院を要せず通院可能との診断を得て、当該医療機関から帰宅するため、交通機関を利用したものと認められる。

(2) 請求人の住居地であるA市と医療機関の所在するB市とは隣接しており、タクシーの利用距離は12.9キロメートルである。また、(1)の経緯から、「傷病の診療に適した労災指定医療機関」と認められる。

(3) 請求人がタクシーを利用したことについて検討すると、主治医である○病院医師Bは、傷病の状況について、「救急車で病院を受診される程の強い疼痛と歩行困難を認め、公共交通機関による帰宅は不可能」と所見していることから、タクシーを利用せざるを得なかったものと認められ、費用の範囲としても妥当なものであると考えられる。

(4) 以上のことから、本件移送費については、支給要件を満たすものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った移送費を支給しない旨の処分は、妥当ではなく、取り消されるべきである。